

○鯖江広域衛生施設組合公印規則

（昭和58年4月1日）
（規則第1号）

改正 平成11年3月30日規則第6号 平成18年3月6日規則第2号
平成19年4月1日規則第1号 平成20年3月31日規則第1号
平成29年4月1日規則第2号

（目的）

第1条 この規則は、鯖江広域衛生施設組合の公印の種類、管守、使用等について必要な事項を定めることを目的とする。

（公印の種類、管守者等）

第2条 公印の種類、形状、寸法および管守者は、別表第1および別表第2のとおりとする。

（公印の調整、改刻、廃止）

第3条 公印を調整し、改刻または廃止しようとするときは、その理由、形状、寸法および使用または廃止の年月日等を管理課長に連絡しなければならない。

2 公印に盗難、紛失、偽造、変造等の事故があったときは、管守者は直ちに公印事故届（様式第1号）を、管理課長に提出しなければならない。

（公印の告示）

第4条 管理者は公印を調整し、改刻または廃棄したときは、公印の種類、用途および印影ならびに使用の開始または廃棄の期日を告示するものとする。

（公印事務）

第5条 公印に関する事務は、管理課において取り扱い、次の事項を処理する。

- (1) 公印の調整、改刻または廃止に関する手続
- (2) 公印台帳（様式第2号）に登録する事項
- (3) 廃止印の保管
- (4) その他公印に関する事務の処理

（公印の取扱責任者）

第6条 公印の管守者は、公印取扱責任者を定め、公印の管守を行わせなければならない。

（公印の管守）

第7条 公印は、常に錠をつけた堅固な器に納め、管守しなければならない。た

だし、管理者が特に指定した公印は、この限りではない。

- 2 公印は、特に管守者の承認を受けた場合のほか、管守場所以外に持ち出してはならない。

（公印の使用）

第8条 公印を使用するときは、当該公印の管守者に押なつすべき文書および原議書を呈示し、その承認を受けなければならない。

- 2 公印の持ち出し使用を必要とするときは、公印持出許可証（様式第3号）を管守者に提出し、その許可を受けなければならない。

（公印の刷込）

第9条 公印は、特に必要があるときは、管理課長と協議の上、これを刷り込むことができる。

- 2 公印の刷込は、管理課長の承認を得て、当該印影を拡大し、または縮小してすることができる。

（印影のコンピューター処理）

第10条 公印は、特に必要があるときは、管理課長の承認を得て、当該公印の印影をコンピューターの記録装置に記録し、使用することができる。

（旧公印の保存および廃棄）

第11条 公印を改刻し、または廃止したため不要となったときは、次の区分により保存し、保存期間を経過したものは、裁断、焼却等の方法により廃棄するものとする。

- (1) 鯖江広域衛生施設組合印、鯖江広域衛生施設組合管理者印および鯖江広域衛生施設組合管理者職務代理人印

改刻または廃止の日から 10 年

- (2) 前号以外の公印 改刻または廃止の日から 5 年

附 則

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年規則第 6 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 2 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 1 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 1 号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第2号）


この規則は、公布の日から施行する。

別表第1

職 印

公印の名称	寸法 (単位センチメートル)	ひな型	使用範囲	管守者	箇数
管理者印	方 2.2	鯖江広域 衛生施設 組合管理 者之印	一般文書用	管理 課長	1
管理者職務 代理者印	方 2.2	鯖江広域衛 生施設組合 管理者職務 代理者之印	一般文書用	管理 課長	1
副管理者印	方 2.1	鯖江広域 衛生施設 組合副管 理者之印	一般文書用	管理 課長	1
会計管理者 印	方 2.1	鯖江広域 衛生施設 組合会計 管理者之印	出納事務用	会 計 管理者	1
事務局長印	方 2.1	鯖江広域 衛生施設 組合事務 局長之印	一般文書用	管理 課長	1

第3類 処務（鯖江広域衛生施設組合公印規則）

管理課長印	方 2.1	鯖江広域 衛生施設 組合管理 課長之印	一般文書用	管 理 課 長	1
業務課長印	方 2.1	鯖江広域 衛生施設 組合業務 課長之印	一般文書用	業 務 課 長	1
現金取扱員 印	円型径 2.2		現金出納用	各課お よび各 市町の 現金取 扱 員	8

別表第2

組 合 印					
公印の名称	寸 法 (単位センチ メートル)	ひ な 型	使用範囲	管 守 者	箇 数
組 合 印	方 2.5	鯖江広域 衛生施設 組合之印	一般文書用	管 理 課 長	1

様式第1号

公 印 事 故 届

年 月 日

殿

公印管守者 職 氏名 _____


下記のとおり公印に事故がありましたのでお届けします。

記

1	事故のあった公印名	
2	事 故 の 内 容	
3	事故の後における 処 理 の て ん 末	
4	その他の必要事項	

様式第2号

公 印 台 帳

公印の名称				寸 法	方
使用開始		年 月 日		廃 止	年 月 日
				理 由	
管 守 者 職 氏 名 印		年 月 日から	印	 年 月 日押なつ	
		年 月 日まで			
		年 月 日から	影		
		年 月 日まで			
	年 月 日から				
	年 月 日まで				
摘 要					

様式第3号

公 印 持 出 許 可 証			
公印の名称	管 守 者	取扱責任者	持 出 者
			職 氏名 印
持出日時	年 月 日 午 前後 時 分		
返納日時	年 月 日 午 前後 時 分		
行 先			
用 件			
摘 要			